

貝塚市消防長告示第7号

貝塚市火災予防条例第23条第1項の規定に基づく喫煙し、若しくは裸火を使用し、又は当該場所に火災予防上危険な物品を持ち込んで서는ならない場所を次のように定める。

令和7年2月17日

貝塚市消防長

- 1 喫煙し、若しくは裸火を使用し、又は危険物品を持ち込んで서는ならない場所
 - (1) 劇場、映画館、演芸場、観覧場、公会堂若しくは集会場（以下、「劇場等」という。）の舞台部（大道具、小道具室及び奈落を含む。）又は客席（喫煙にあつては屋外の客席及び喫煙設備のある客席を除く。）
 - (2) キャバレー、ナイトクラブ、ダンスホール（以下「キャバレー等」という。）又は飲食店の舞台部
 - (3) 床面積の合計が1,000平方メートル以上の百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗又は展示場（以下「百貨店等」という。）の売場、展示部分又は公衆の出入りする部分
 - (4) 文化財保護法（昭和25年法律第214号）の規定によって重要文化財、重要有形民俗文化財、史跡若しくは重要な文化財として指定され、又は旧重要美術品等の保存に関する法律（昭和8年法律第43号）の規定によって重要美術品として認定された建造物の内部又は周囲
ただし、当該場所において行われる伝統的行事、宗教的行事等を行う場合及び住居の用に供される部分はこの限りではない。
- 2 危険物品を持ち込んで서는ならない場所
 - (1) 劇場等（前1（1）に掲げる場所を除く。）の公衆の出入りする部分
 - (2) キャバレー等又は飲食店の公衆の出入りする部分

附 則

この告示は、告示の日から施行する。